

徳島県告示第九十九号

徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例（平成十年徳島県条例第二号）
 第八条第二項の規定に基づき、徳島県立美馬野外交流の郷の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設等の利用料金の額

その一 コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト、広場サイト及びバーベキューテーブル

区 分		単 位		利 用 料 金 の 額
コテージ	一棟	一日	一、二、五六〇円に、利用者（学齢に達しない者を除く。以下この表及び備考第四項において同じ。）一人につき八三〇円（小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者（以下この表及び備考第四項において「児童等」という。）にあつては、四一〇円）を加算した額	
区画サイト	一区画	一日	三、六五〇円に、利用者一人につき八三〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
キャンピングカーサイト	一区画	一日	六、二八〇円に、利用者一人につき八三〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
広場サイト	一区画	一日	一、〇三〇円に、利用者一人につき八三〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
バーベキュー テーブル	一台	四時間	七八〇円に、利用者一人につき四一〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
コテージ、区画サイト 、キャンピングカーサ				

イト及び広場サイトを 利用しない場合			は、二〇〇円）を加算した額
コテージ、区画サイト 、キャンピングカーサ イト又は広場サイトを 利用する場合	一台	四時間	七八〇円

備考

- 「一日」とは、正午から翌日の正午までをいう。
 - 利用期間又は利用時間（以下この項において「利用期間等」という。）がこの表に定める単位に満たない場合の当該満たない利用期間等及び利用期間等に同表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用期間等は、それぞれ同表に定める単位の利用期間等として計算する。
 - キャンピングカーサイトの一区画の二分の一を利用する場合におけるキャンピングカーサイトの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるキャンピングカーサイトの利用料金の額から三千百三十円を減じた額とする。
 - 広場サイトを午前十時から午後四時までの間に限り利用する場合における広場サイトの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、一区画につき、五百十円に、利用者一人につき四百十円（児童等にあつては、二百円）を加算した額とする。
- その二 交流体験室、会議室及びミーティング室

区 分	単 位	利 用 料 金 の 額
交流体験室	一時間	一、〇三〇円
会議室	一時間	五二〇円
ミーティング室	一時間	五二〇円

備考

- 利用時間が一時間に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ一時間として計算する。
- 次の各号に掲げる場合における交流体験室の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表に定める交流体験室の利用料金の額に乘以て得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。
 - 交流体験室の床面積の四分の三を利用する場合 百分の七十五
 - 交流体験室の床面積の二分の一を利用する場合 百分の五十

三 交流体験室の床面積の四分の一を利用する場合 百分の二十五

3 ミーティング室の床面積の二分の一を利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるミーティング室の利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

4 合宿のためコテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト又は広場サイトとともに会議室又はミーティング室を利用する場合には、午後九時から翌日の午前九時までの間の利用に係る会議室及びミーティング室の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、それぞれ千三十円とする。

その三 浴室

浴室	区分	単位	利用料金の額
	小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者		
その他の者（学齢に達しない者を除く。）	一人 一回	三二〇円	

その四 洗濯機、衣類乾燥機及び温水シャワー

	区分	単位	利用料金の額
洗濯機		一台 一回	二〇〇円
衣類乾燥機		一台 一回	一〇〇円
温水シャワー		一基 五分	一〇〇円

二 用具の利用料金の額

	区分	単位	利用料金の額
テント		一張り 一日	一、五六〇円
タープ		一張り 一日	五二〇円
キャンプテーブル		一台 一日	五一〇円

キャンプチェア	一脚	一日	二〇〇円
バーベキューコンロ	一台	一日	四一〇円
ガス式コンロ	一台	一日	四一〇円
キャンプライト	一個	一日	一〇〇円
炊事用具	一組	一日	六二〇円
毛布	一枚	一日	二〇〇円
電気延長コード	一個	一日	一〇〇円
マウンテンバイク	一台	一日	七二〇円
交流体験室の映像機器	一式	一時間	五一〇円
拡声機（ワイヤレスマイク二本付き）	一台	一時間	五一〇円
ハンドマイク	一個	一時間	一〇〇円
天体望遠鏡	一台	一時間	八三〇円
スポッティングスコープ	一台	一時間	三二〇円
双眼鏡	一個	一時間	一〇〇円
その他知事が別に定める用具	一台等	一日又は 一時間	指定管理者が別に定める額

備考

- 1 「一日」とは、正午から翌日の正午までをいう。
- 2 利用期間又は利用時間（以下この項において「利用期間等」という。）がこの表又は次項に定める単位に満たない場合の当該満たない利用期間等及び利用期間等に同表又は同項に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用期間等は、それぞれ同表又は同項に定める単位の利用期間等として計算する。
- 3 マウンテンバイクを午前八時から午後六時までの間に限り利用する場合におけるマウンテンバイクの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、一台一時間につき、百円とする。

三

適用開始年月日

令和五年四月一日